

## 仕様書(案)

### 1 件名

文京区地球温暖化対策地域推進計画改定支援業務委託

### 2 契約期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

### 3 履行場所

#### (1) 検討及び資料の作成等

原則、受託者の事業所内とする。

#### (2) 検討組織の運営支援及び各種打合せ等

原則、文京シビックセンター(文京区春日1-16-21)内とする。

### 4 委託業務内容

#### (1) 文京区地球温暖化対策地域推進計画(以下、計画という。)の改定支援

##### ① 令和5年度の計画進捗状況の評価及び課題整理

計画に掲載されている代表指標やアクションプラン実施状況等を把握・整理し、進捗状況評価及び課題整理を行う。

##### ② 整理した課題及び計画進捗状況等を踏まえ、区の気候変動に関する地域特性を整理しながら、課題を抽出し、関連する法律や他の個別計画等との整合を図りつつ、計画改定にあたっての方向性・区の将来像・計画改定後の指標や数値目標等の設定・施策内容・アクションプラン(主体別)の検討を行うこと。

なお、数値目標等の設定の際には、区における部門別温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の現況把握、将来予測、削減手法の検討、削減可能量の推計を行う。

※数値算定を行うに当たっては、「温室効果ガス排出量算定手法の標準化62市区町村共通版」を使用する。

また、指標設定に関連して、区における直近のエネルギー消費量の把握方法を最新の動向や入手可能な統計データ等より、具体的に提案すること。

##### ③ 令和5年度実施予定の文京区再生可能エネルギーポテンシャル調査の結果を踏まえ、再生可能エネルギー導入の目標を設定すること。

##### ④ 地域気候変動適応計画策定マニュアルを参考に文京区気候変動適応計画を作成すること。

##### ⑤ ワークショップの運営支援(開催2回程度)

改定計画における理念や将来像等について、区民や学生、文京区環境ライフサポーター等との意見交換会を目的としたワークショップ開催し、意見を集約し協議会等へ提言を行う。

ア 企画・計画・準備(必要な物品準備及び資料作成等)

イ 運営支援(当日運営、資料説明、テーブルマネージャー、各テーブル取りまとめ、全体意見の取りまとめ等)及び意見の対応整理

##### ⑥ 推進体制・進行管理方法の検討

計画の推進体制、進行管理体制・方法(評価・見直し等の仕組み)等を検討し、

具体的に提案すること。

(2) 区民・団体・事業者への意識調査の実施

令和5年度の進捗状況評価及び計画改定に向けた状況把握のためアンケートを作成・発送し意識調査を行う。

なお、意識調査については、区民（1200人程度）、事業者（600事業所程度）、団体（20団体程度）とし、リマインダハガキを実施する。

(3) 検討組織の運営支援

① 庁外検討組織

学識経験者、関係団体代表者、事業者、公募区民、関係機関及び区職員により構成し、委員等数は約20人程度とする。年3回程度開催予定。

② 庁内検討組織

区課長級職員により構成し、委員数は約20人程度とする。年3回程度開催予定。

③ 運営支援の内容

ア 会議への出席

イ 会議の事前準備、資料（委員意見照会用資料を含む）の作成（必要部数のコピー及び必要に応じて補足資料の作成及びコピーを含む。）

ウ 会議での資料等の説明

エ 会議における意見の整理

オ 議事録（要旨）作成（録音・要点記録）

会議終了後、受託者は議事録を作成し、1か月以内に事業執行担当者に提出すること。

※議事録の仕様

・紙：A4判、両面印刷、1部

・データ：Word形式

※議事録の形式等については、別途、事業執行担当者と打ち合わせの上、決定する。

カ 会議に係る質疑応答への対応支援

キ 会議開催に係る事務局との準備、打合せ等への支援（随時）

(4) その他改定業務に必要な支援

① 打合せ・協議

契約履行上及び会議・協議会のために必要な打合せ等に出席し助言する等の支援及び情報共有を図るための定例的な打ち合わせの実施

② 骨子案及び素案の作成支援

協議会の議論等の意見を踏まえ、骨子案及び素案を作成する。

③ 素案のパブリックコメント対応支援

閲覧場所（行政情報センター等）に備え付ける閲覧資料及びホームページで公開する閲覧資料（PDF等）作成、寄せられた意見の整理及び分析、意見に対する区の考え方及び必要な資料を作成する。

④ 議会報告資料の作成

素案、最終案等を区議会へ報告するための資料を作成する(必要部数のコピーを含む。)

(5) 文京区地球温暖化対策地域推進計画等の作成

本編及び概要版を作成する。作成にあたっては、区民が手に取り、見て分かりやすい仕様・デザイン・構成に配慮すること。

5 成果品

(1) 文京区地球温暖化対策地域推進計画

A4 4色 140頁程度 500部

(2) 文京区地球温暖化対策地域推進計画概要版(大人向け)

A4 4色 4頁中折 5,000部

(3) 文京区地球温暖化対策地域推進計画概要版(子ども向け)

A4 4色 8頁観音折 9,000部

(4) 上記3点の作成については、カーボンオフセットを実施し、その証明書を提出すること。また、ベジタブルオイルインキなど環境に配慮したインキを使用すること。文京区ホームページ公開用としてCD-ROM(Word形式、PDF形式等)を納入すること。

※提出ファイルの形式については事業執行担当者の指示に従うこと。

文京区地球温暖化対策地域推進計画：全章及び章別、各1枚

文京区地球温暖化対策地域推進計画概要版：大人向け及び子ども向け各1枚

(5) 納品場所

文京シビックセンター17階 環境政策課

※成果品の納品に当たっては、社内照査を踏まえること。

6 業務実施上の条件

(1) 部門別温室効果ガスの現況把握については、「温室効果ガス排出量算定手法の標準化62市区町村共通版」を用いること。

(2) 関連法令、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)」(令和5年3月・環境省)に沿った内容のものであること。

(3) 文京区の地理的条件、東京都特別区の一区である状況、産業・人口構成等を考慮したものであること。

(4) 本業務は、プロポーザル募集の際に提出した提出書類に記載した担当者及び従事者が行うこと。事業執行担当者の承諾がない限り、それらの者を変更してはならない。

7 支払方法

検査合格後、受託者の請求書に基づき一括で支払うものとする。

8 契約不適合責任

契約目的物が種類または品質に関して、契約の内容に適合しない場合、区は、受託者に対して契約目的物の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、契約の内容に適合しないものが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、委託者は修補を請求することができない。

9 その他

(1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。

- (2) (1)に関することを除く契約履行上の打合せに関しては、事業執行担当者で行うこと。
- (3) 本件委託業務のために作成した報告書等の著作権及び著作権は、文京区に帰属する。  
ただし、写真等の素材について、他に著作権を有している者がいるときは、その使用に関する手続きについて、必要に応じて受託者が支援すること。使用に料金が発生するものに関しては使用しないものとする。著作権を得て使用する写真等の素材についての著作権の区への譲渡はないものとする。
- (4) 本契約の履行に当たり知り得た情報は、本委託業務以外に使用し、又は公開しないこと。この義務は、本契約終了後も継続する。
- (5) 本契約を遂行する上で業務の一部について、第三者に再委託をする必要があるときは、あらかじめ再委託をする業者名、再委託等の内容を区に書面をもって報告し、承諾を得なければならない。  
また、再委託等を請けた業者にも、この契約内容を遵守させなければならない。
- (6) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (7) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (8) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (9) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第50号）を遵守すること。
- (10) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。
- (11) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月文京区訓令第13号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (12) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成25年9月文京区条例第39号）第7条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和3年3月31日付2020文総総第1777号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

## 10 連絡先

契約事務担当 総務部契約管財課契約係 電話 5803-1150（直通）  
事業執行担当者 資源環境部環境政策課脱炭素担当 下江・石岡 電話 5803-1276（直通）